

第1章

地域福祉ビジョンの改定にあたって

1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置づけ

(1) ビジョン改定の経過

大阪市では、平成16（2004）年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」が策定され、各区で区の行動計画（アクションプラン）策定が進められる中、大正区においても平成18（2006）年3月に第1期アクションプランを策定しました。以降、だれもが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくりをめざす取組を進めてきました。

平成24（2012）年12月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」※1の考えのもと、市域を単位とした各区一律の「計画」に替わり「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、区の特徴に応じた地域福祉の取組を各区で進めていくことになりました。

大正区では、平成29年3月に「大正区地域福祉ビジョン」（取組期間は、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度）を、令和3年3月に「大正区地域福祉ビジョンver.2.0」（取組期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度）を策定し、令和5年3月にver.2.0の中間見直しを行い（ver.2.1。取組期間は変更なし）、地域福祉の推進に向けた活動を行ってきました。

地域福祉の推進にかかる理念は普遍的なものですが、「大正区地域福祉ビジョンver.2.1」の取組期間が経過したことや、令和6年3月に大阪市の「第3期大阪市地域福祉基本計画」（取組期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）を策定したこと、社会情勢や施策の変化等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応する必要が出てきました。

(2) 大阪市地域福祉基本計画・分野別計画・関連計画等との関係

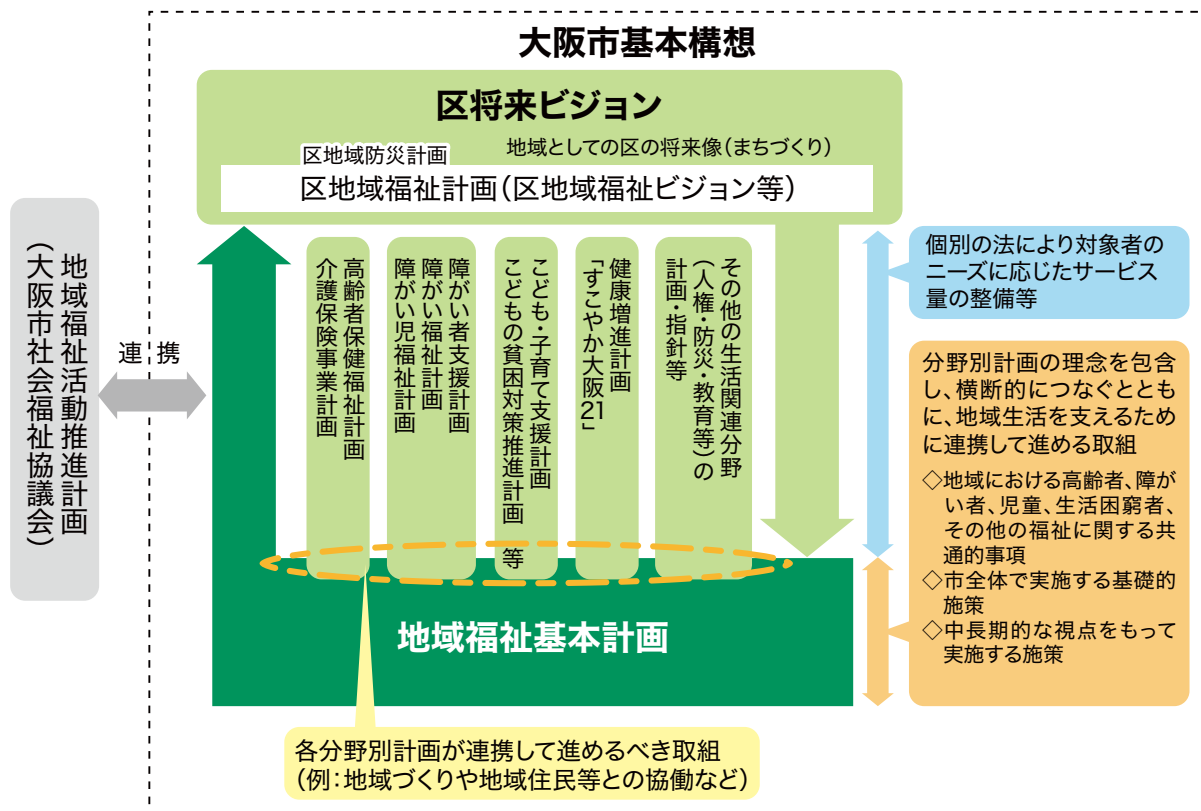
大阪市地域福祉基本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉ビジョンを支援する基本的な計画で、区地域福祉ビジョンと一体となって、社会福祉法第107条※2に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。また、各分野別計画を横断的につなぐことで、生活に関わる様々な分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

※1 住民に近いところで行われる決定ほど望ましいという地方分権の基本的な考え方（補完性・接近性の原理）。

※2 市町村地域福祉計画を策定し、又は変更するときは地域住民の意見を反映させ、内容の公表に努めるよう定められている。

社会福祉協議会※³（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。「大阪市地域福祉基本計画」と大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し地域福祉を推進する計画です。その大阪市社協が策定している計画に基づき大正区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とも区地域福祉ビジョンと共通した理念や方向性を持って、大正区の地域福祉の推進に努めていきます。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



資料：第3期大阪市地域福祉基本計画より

(3)「大正区地域福祉ビジョン」の位置づけ

令和5（2023）年4月に策定され、令和6（2024）年4月に改訂された「大正区将来ビジョン2025」は、令和2（2018）年4月に策定した「大正区将来ビジョン2022」を引き継ぎ、更に発展させた大正区のまちづくりの基礎となる計画です。今回改定する「大正区地域福祉ビジョン」は「大正区将来ビジョン2025」が示す地域福祉に関する基本理念を踏襲するもので、このビジョンに基づき、すべての区民、団体、事業者、区役所等がそれぞれの役割分担のもと取組を進めていきます。

※ 3 「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法で規定されている社会福祉法人。地域における住民組織と社会福祉関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う。

また、地域福祉の推進においては、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）、健康増進、その他の生活関連分野（人権・防災）等の各分野で計画が策定、実施されていますが、本ビジョンでは、これらの分野とも共通した方針や方向性を持つものとして連携を図っていきます。

（４）計画の期間

取組期間については、令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

（５）策定方法

この「大正区地域福祉ビジョン」については、平成30（2018）年度より開催している「大正区地域福祉推進会議」の委員である学識経験者等と、区内で社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、公益活動をする団体の実務代表者により、地域福祉ビジョンの取組方針、課題への対処方針を包括的に協議してきました。その内容については、区政会議委員とも共有し、意見聴取するなど、様々な視点から意見を反映して策定しました。

2 「大正区地域福祉ビジョン」の基本理念

「地域福祉」とは、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくため、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていくことです。

また、地域福祉の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）※4がめざす、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて欠かすことのできない取組です。

近年、地域における福祉課題として少子高齢化や核家族化の進行、単独世帯や引きこもりの増加、また、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加など、従来の安心システムとして機能してきた家庭や職場内での助け合いが低下するなどの変容が見られます。一方、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間で起きている生活課題や、社会的排除の対象となりやすい少数者や低所得者の問題、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、こどもの貧困、ヤングケアラー※5問題、また、大規模地震などの自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐのかなど、地域における安心・安全の確立、次世代を育む場としての地域の再生など、地域にはいろいろな課題が発生しています。

※4 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

※5 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのこと。例えば、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしたり、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているこどもたちのこと。

「大正区地域福祉ビジョン」は、これらの地域福祉を取り巻く状況や施策課題を踏まえ、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。また、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

そして、地域から孤立せずその人らしい生活を送ることができる「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしていきます。

3 地域福祉ビジョンの進め方

「大正区地域福祉ビジョン」がめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めるにあたっては、「大正区将来ビジョン2025」の策定の基本的方向性にある、「『公助』から『自助・共助』へ」や、「自らの地域のことは自らの地域で決める」という考え方にに基づき、「自助・共助」の仕組みを中心に進めていきます。

コロナ禍においては、地域福祉活動も大きな制約を受けることとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響による社会的つながりの希薄化もあって、「望まない孤独」「孤立」の状況にある方の問題が深刻な状況になってきています。

一方で、活動を継続、または再開するため、様々な工夫がなされました。地域福祉においても、見守りによる地域のつながりづくりやアウトリーチ※⁶型の支援などにより、孤立世帯へのアプローチを推進し、地域の力も得て、孤立の解消を図ります。

ビジョンの取組状況（行動計画）については「PDCAサイクル」を活用し、「大正区事業・業務計画」で、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立して効果的に取り組みます。地域福祉推進会議、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見も聞き、それらの意見を今後の取組の展開に生かしていくこととします。

※ 6 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。